



産業廃棄物処理委託契約書一部変更の覚書 [処理・処分用]

平成28年6月24日

排出事業者 (甲)

医師会へ契約事務等の委任をした会員 (別紙のとおり)

処理・処分業者 (乙)

住 所 大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号

氏 名 野村興産株式会社 関西営業所

所 長 中西 智彦

契約事務等代理人 (丙)

住 所 大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26号

氏 名 一般社団法人大阪市阿倍野区医師会

会 長 菅 保 夫

上記排出事業者 ( ) 医師会へ契約事務等の委任をした会員) (以下「甲」という。)、処理・処分業者 野村興産株式会社 (以下「乙」という。) 及び契約事務等代理人 医師会 (以下「丙」という。) は、甲の事業場から排出され、丙の事業所にて保管されている産業廃棄物の処理・処分にに関して、平成 27 年 11 月 1 日付で締結した「産業廃棄物処理委託契約書【処理・処分用】」(以下、本契約という。) について、次のとおり覚書 (以下、本覚書という。) を締結する。本覚書の成立を証するために、本書 1 通を作成し、丙がこれを保有し、甲及び乙はこの写し (複写機によるコピー又は電子画像) を保有するものとする。

第1条 本覚書の有効期間は平成 年 月 日から本契約が解除されるまでとする。

第2条 本契約の【委託業務の内容】(4) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価に下記項目を追加する。

品名	廃棄物の種類	予定数量	契約単価
詰替え用水銀	ガラスくず、金属くず	2,870,0g/年	1,404 円/50 g (税込)

第3条 本契約の【委託業務の内容】(5) 委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報に下記項目を追加する。

品名	発生工程	性状及び荷姿	性状の変化、混合等により生じる支障及び含有マーク (JIS C0950) に関する情報	取扱注意事項
詰替え用水銀	甲の施設内で使用済になったもの	液状、密閉容器	混合不可	破損、漏洩に注意

第4条 本覚書に記載がない事項に関しては本契約に準ずるものとし、本覚書の内容等に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙丙が誠意をもって協議し、これを取り決める。

第5条 本覚書が終了した場合は、本覚書の本書及び本書の写し(複写機によるコピー又は電子画像)を本契約又は本契約の写し(複写機によるコピー又は電子画像)と共に本契約終了の日から5年間保存する。

産業廃棄物処理委託契約書一部変更の覚書 [収集・運搬用]

平成28年6月24日

排出事業者 (甲)

医師会へ契約事務等の委任をした会員 (別紙のとおり)

収集・運搬業者 (乙)

住所 大阪府中央区高麗橋2丁目1番2号

氏名 野村興産株式会社 関西営業所

所長 中西 智彦

収集・運搬業者 (丙)

住所 北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地

氏名 エア・ウォーター物流株式会社

代表取締役 川田 博

契約事務等代理人 (丁)

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26号

氏名 一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会

会長 菅 保夫

上記排出事業者 ( ) 医師会へ契約事務等の委任をした会員 (以下「甲」という。) と収集・運搬業者 野村興産株式会社 (以下「乙」という。)、及び甲と収集・運搬業者 エア・ウォーター物流株式会社 (以下「丙」という。) 及び契約事務等代理人 医師会 (以下「丁」という。) は、甲の事業場から排出され、丁の事業場にて保管している産業廃棄物の収集・運搬に関して、平成27年11月1日付で締結した「産業廃棄物処理委託契約書【収集・運搬用】」(以下、本契約という。) について、次のとおり覚書 (以下、本覚書という。) を締結する。本覚書の成立を証するために、本書1通を作成し、丁がこれを保有し、甲、乙及び丙はこの写し (複写機によるコピー又は電子画像) を各1通保有するものとする。

第1条 本覚書の有効期間は平成 年 月 日から本契約が解除されるまでとする。

第2条 本契約の【委託業務の内容】(4) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価に下記項目を追加する。

品名	廃棄物の種類	予定数量	契約単価
詰替え用水銀	ガラスくず、金属くず	2,870kg/年	乙 432円/50g (税込) 丙 324円/50g (税込)

第3条 本契約の【委託業務の内容】(5)委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報に下記項目を追加する。

品名	発生工程	性状及び荷姿	性状の変化、混合等により生じる支障及び含有マーク (JIS C0950) に関する情報	取扱注意事項
詰替え用水銀	甲の施設内で使用済になったもの	液状、密閉容器	混合不可	破損、漏洩に注意

第4条 本覚書に記載がない事項に関しては本契約に準ずるものとし、本覚書の内容等に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを取り決める。

第5条 本覚書が終了した場合は、本覚書の本書及び本書の写し(複写機によるコピー又は電子画像)を本契約又は本契約の写し(複写機によるコピー又は電子画像)と共に本契約終了の日から5年間保存する。